**サテライトの設置に係る基準・要件について**

**① 人員基準**

訪問看護ステーション（以下「主たる事業所」という。）及び出張所の全体で人員基準を満たしていれば、訪問看護の人員基準を満たしたものとします。

ただし、看護職員の配置については、主たる事業所単独で、常勤換算で2.5以上の配置が必要となります。

**② 設備基準**

主たる事業所とは別に、「事務室、訪問看護の提供に必要な設備、備品、感染症予防に必要な設備・備品、相談室」を確保してください。

**（別法人の所有する建物等の一部を出張所とする場合の注意点）**

・出張所区画部分について、運営法人と賃（使用）貸借契約を結ぶこと。

・出張所区画とその他の区画とを明確に区分すること。

・自由に人が出入りできないよう、入口には鍵のかかるドアを設けること。

|  |  |
| --- | --- |
| 設備 | 配慮すべき事項 |
| 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室 | ○事務室職員の配置、設備備品の収容ができる広さを確保すること○相談室プライバシー保護に配慮したものであること |
| 必要な設備・備品 | ○訪問看護の提供に必要な設備、備品机、イス、鍵付書庫等○感染症予防に必要な設備、備品石鹸、消毒液、ペーパータオル等を設置すること（共用タオルは不可） |

**③ 運営上の留意事項**（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（11.9.17老企第25号）」第二 総論より）

事業者の指定は、**原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等**であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる。

1 利用申込みにかかる調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

2 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

3 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

4 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

5 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

（補足）

加算届に関する留意点

**ａ ターミナルケア加算**

主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。

「１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できる。」は、主たる事業所、出張所を通じて１事業所とみなす。

**ｂ サービス提供体制強化加算**

主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。

**ｃ 緊急時訪問看護加算／特別管理体制加算**

「１人の利用者に対し、１か所の事業所に限り算定できる。」は主たる事業所、出張所を通じて１事業所とみなす。

**④ 訪問看護ステーションの出張所の名称について**

出張所の名称については、訪問看護ステーションの事業所名の後ろに出張所名をつなげるなど、主たる事業所との関係が分かる名称を付けてください。

（例）○○訪問看護ステーション　△△△出張所

△△△サテライト

**⑤ その他について**

請求方法関係

**【訪問看護の出張所に係る地域区分の適用について】**

＜例＞

Ａ市（４級地）に本拠地のある訪問看護事業所が、Ｂ市（５級地）に出張所（サテライト事業所）をもっている場合、この出張所に常勤している訪問看護員が行う訪問看護は、地域区分として、５級地で請求することになるのか。

（答え）

本拠地の４級地ではなく、訪問看護を提供した出張所（サテライト事業所）の地域区分である５級地の区分で請求することになります。

明細書の記載としては、「請求事業者欄」には、事業所番号が附番されているＡ市にある事業所の状況を記載することになりますが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ＳＴ」（サテライト事業所の略称の意味）を記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単価」は５級地の単位を記載します。